

○二宮町町民参加活動推進条例施行規則

平成 18 年 3 月 31 日規則第 10 号

二宮町町民参加活動推進条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、二宮町町民参加活動推進条例（平成 18 年二宮町条例第 3 号。以下「条例」という。）の委任事項及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例によります。

(委員の公募)

第 3 条 条例第 11 条に規定する附属機関等の公募による委員の資格は、次の各号を満たすものとします。

- (1) 町民
 - (2) 本町の他の附属機関等の委員を 3 以上兼ねていない者
 - (3) 本町の常勤職員及び国もしくは地方公共団体の議会議員でない者
- 2 前項のほか、公募の方法等は別に定めます。

(登録申請書等)

第 4 条 条例第 13 条第 2 項に規定する書類は、次のとおりとします。

- (1) 町民活動団体登録申請書（様式第 1 号）
- (2) 活動の概要を記載した活動状況説明書
- (3) 役員全員の氏名及び住所又は居所を記載した役員名簿
- (4) 次のアからエまでに掲げる事項を記載した規約、会則その他これらに類する書類

ア 設立目的

イ 団体の名称

ウ 事務所又は活動拠点の所在地（本町の区域内に限る。）

エ その他団体の運営に関する事項

- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、登録することの適否を決定するとともに、町民活動団体登録（不登録）通知書（様式第 2 号）により申請のあった町民活動団体に通知します。この場合において、登録団体として登録をしない旨を通知するときは、その理由を当該通知書に記載します。

3 町長は、申請のあった町民活動団体を前項の規定により登録すると決定したときは、当該団体を町民活動団体登録簿（様式第 3 号）に登録するものとします。

4 登録団体は、その登録の内容に変更があったとき又は解散したときは、登録内容変更・解散届（様式第4号）により町長に届け出るものとします。

5 町長は、登録団体の登録を取り消した場合は、登録取消通知書（様式第5号）により通知します。

（書類等の公開）

第5条 前条第3項に規定する町民活動団体登録簿、条例第13条第2項に規定する書類等は、町民活動サポートセンターにおいて公開するものとします。ただし、書類等を公開することにより、登録団体その他のものに著しい不利益を生ずるおそれがあると認められるときは、その一部を公開しないことができます。

（町民活動推進委員会）

第6条 条例第14条に定める町民活動推進委員会（以下「委員会」とする。）は、11名以内をもって組織します。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命します。

(1) 公募町民

(2) 町民活動団体関係者

(3) 事業者

(4) 学識経験者

~~(5) 町職員~~

~~(6)~~ (5) その他町長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、委員の再任は妨げません。

4 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選で定めます。

5 委員長は会務を総理し、委員会を代表します。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理します。

（委員会の会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となります。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができません。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによります。

（関係者の出席）

第8条 委員会において必要があると認めるときは、その会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができます。

（報告）

第9条 委員会は、条例第14条第1項に定める事項の調査審議の結果を報告書として作成し、町長に提出するものとします。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、政策部地域政策課において処理します。

(委任)

第11条 第6条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めます。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行します。

附 則 (平成21年3月31日規則第6号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日規則第34号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日規則第27号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日規則第31号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月 日規則第 号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。